

第 6 回那須地域消防広域化協議会の協議について

平成 26 年 6 月 27 日開催

協議事項

協議第 46 号	経費負担方法について
結果	<p>経費負担方法については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通常の組合運営費の負担割合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平均割 20% 人口割 80% 2 広域化までに発行した地方債償還金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の償還形態を継承する。 3 広域化後の施設整備等の費用負担割合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平均割 10% 人口割 90% ・ 庁舎等建設に伴う用地取得経費は、庁舎等建設市町の負担とする。 ・ その他、特別な負担が発生した場合は、必要に応じ検討する。 4 建設中の消防本部・署の建設費用負担方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域化までの経費（基本設計、実施設計等）は、大田原地区広域消防組合の建設とし大田原市と那須塩原市で費用を負担しておき、広域化後に那須町を含めた 3 市町で庁舎建設に係るすべての経費を平均割 10%、人口割 90%で負担する。 5 那須消防署敷地土地購入に係る地方債について <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合名義で購入した土地については、現在、那須町が特別負担金で償還しているが、広域化後も那須町の特別負担とする。 6 経費負担方法の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 年毎に見直しを行う。
協議第 47 号	財産の取扱いについて
結果	<p>常備消防の用に供している不動産及び動産（無償貸与又は無償譲与）、地方債及びその他権利は、広域化後の新消防組合に引き継ぐものとする。</p>
協議第 48 号	経費の支弁の方法について
結果	<p>経費の支弁の方法については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組合の経費は、関係市町の分賦金及びその他の収入をもって充てる。 2 分賦金の額及び分賦方法は、議会にはかって定める。
協議第 49 号	給料及び諸手当について
結果	<p>給料表は、国家公務員行政職俸給表（一）の 8 級制を採用し、役職に応じて格付けるものとして、各職員の現給は保障し、格差の是正については、広域化後、計画的に調整することとする。また、諸手当については、現状を考慮し広域化までに構築することとする。</p>
協議第 50 号	広域化の期日について
結果	<p>広域化の期日については、平成 27 年 10 月 1 日とする。</p>
協議第 52 号	平成 25 年度那須地域消防広域化協議会歳入歳出決算の認定について
結果	<p>平成 25 年度那須地域消防広域化協議会歳入歳出決算を別紙決算書のとおり認定する。</p>